

◎新潟県告示第543号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟地方法務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年5月11日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成29年12月1日から平成30年3月20日まで
- 3 作業地域 新潟市西区松美台、新潟市西区有明町、新潟市西区西有明町、新潟市西区小針台、新潟市西区真砂一丁目、新潟市西区真砂三丁目の各一部